

名古屋港に係る外航クルーズ船誘致促進事業 業務委託仕様書

1 目的

昨今、外航クルーズ船の寄港は増加しており、今後もさらなる増加が見込まれる。外航クルーズ船の寄港先は、通常2年後を想定して計画されることから、増加を見越し、クルーズ船社等に積極的なセールスを実施する必要がある。

本事業では、有力クルーズ船社等へのセールスコールにより、名古屋港への更なる外航クルーズ船誘致を促進する。

2 業務内容

(1) 名古屋港のポートセールスに関すること（愛知県・名古屋市共同事業）

ア 事業概要

2024年度の事業でセールスコールを実施したクルーズ船社等に対し、フォローアップを実施する。

また、クルーズ船の寄港地決定権を持つ外国船社の本社（ヨーロッパ・アメリカ等）やチャーター等へのセールスコールを実施する。

イ 委託内容

(ア) フォローアップに関すること

- ・2024年度の事業でセールスコールを実施したクルーズ船社等（11社※）のうち6社以上に対し、効果的なフォローアップを実施すること。
- ※①Princess Cruises、②Cunard Line、③Viking Ocean Cruises、④Regent Seven Seas Cruises、⑤Oceania Cruises、⑥Ponant、⑦JTB ロイヤルロード、⑧阪急交通社、⑨クルーズプラネット、⑩クラブツーリズム、⑪ジャパネットツーリズム
- ・原則訪問によるフォローアップとするが、訪問により難しい場合は、愛知県及び名古屋市と協議のうえ、Web会議や電話等により実施すること。
- ・フォローアップ先毎に、別途指定する様式で船社情報ファイル、チャーター情報ファイルを作成すること。
- ・フォローアップ先の選定においては、愛知県及び名古屋市の担当者と協議すること。
- ・事業開始前に事業全体スケジュールを作成し、愛知県及び名古屋市へ提出すること。
- ・フォローアップの際のプレゼンテーションに必要な資料については、愛知県

及び名古屋市の担当者と協議のうえ、作成すること。

- ・フォローアップを通して、今後の配船予定、新規造船、寄港計画等を調査し、内容を報告すること。

(イ) セールスコールに関すること

- ・クルーズ船の寄港地決定権を持つ外国船社の本社（ヨーロッパ・アメリカ等）やチャーター等への効果的なセールス活動を7社以上実施すること。
ただし、2024年度の事業でセールスコールを実施したクルーズ船社は含まないものとする。
- ・原則訪問によるセールスコールとするが、訪問により難しい場合は、愛知県及び名古屋市と協議のうえ、Web会議や電話等により実施すること。
- ・セールスコール先の選定においては、日本への寄港実績がある船社又は寄港予定若しくは計画のある船社等を想定し、提案を行うこと。
- ・船社等については、基本的に外国船社の本社とするが、寄港地決定に影響力があれば、日本支社でも可とする。
- ・セールスコール先の選定においては、愛知県及び名古屋市の担当者と協議すること。
- ・セールスコール先毎に、別途指定する様式で船社情報ファイル、チャーター情報ファイルを作成すること。
- ・事業開始前に事業全体スケジュールを作成し、愛知県及び名古屋市へ提出すること。
- ・セールスコールを通して、今後の配船予定、新規造船、寄港計画等を調査し、内容を報告すること。
- ・セールスコール実施後、セールスコール先から問い合わせ等があった場合には対応すること。
- ・その他効果的な手法があれば提案すること。

(ウ) ポートセールスで使用する資料作成に関すること

- ・外国船社及びチャーター等の寄港地決定権を持つ者に訴求力を持つセールス資料を作成すること。
- ・掲載する内容については、岸壁の概要、寄港地の観光スポットは必須とし、その他の内容については提案すること。
- ・必要に応じて、愛知県及び名古屋市が2024年度に実施した「名古屋港に係る外航クルーズ船誘致促進事業」で作成したセールス資料を活用すること。
- ・必要があれば、船社のクラスに応じて、分けて作成することも可とする。
- ・日本語版及び英語版を作成すること。
- ・今後の更新を踏まえ、編集可能なデータ形式とし、成果品として、紙媒体2

部、電子データ 1 部を別途指示する日までに提出すること。

(2) その他提案

上記 2 (1) のほかに、委託金額の上限内で実施可能な事業内容があれば提案すること。なお、提案した内容については、受託者において全ての事務を行うこと。

(3) 助言、提案に関すること

名古屋港への外航クルーズ船の誘致に当たり、効果的と思われる施策等があれば、助言、提案を随時行うこと。

(4) その他、業務上必要な一切の業務

3 成果物の提出

成果物の提出に当たっては、愛知県及び名古屋市が別途指定する様式を用いて、日本語で作成すること。

完了報告を除いては、電子メールでの提出も可とする。

(1) 中間報告

ア 報告内容

<名古屋港のポートセールスに関すること>

- ・ 年間スケジュール表
- ・ 船社情報ファイル、チャーター情報ファイル
- ・ 今後の配船予定、新規造船、寄港計画等
- ・ その他指示したもの

イ 報告期限

2026 年 1 月 5 日 (月)

※2025 年 12 月末時点の情報を報告すること。

(2) 完了報告

ア 報告内容

- ・ 図面及び写真などを利用して、全体の業務実績をまとめること。
- ・ 本事業を通じた分析・考察を行い、今後の名古屋港への寄港促進のために効果的な方策について取りまとめること。
- ・ その他指示したもの

イ 報告期限

2026 年 3 月 16 日 (月)

ウ 提出部数

紙媒体 (日本産業規格 A 4 版) 2 部、電子データ (Power Point 形式など加工

可能なもの)

4 留意事項

- (1) 業務内容については、本仕様書及び企画提案書によること。
- (2) 本業務は、企画競争型随意契約であるため、企画提案の内容を遵守し、進捗状況、今後の進め方等を逐次報告するほか、委託業務の実施に当たって、事前に愛知県及び名古屋市と十分協議を行うこと。
- (3) 本仕様書に特に記載のあるものを除き、委託業務を遂行する上で必要となる一切の経費は、本契約に含むものとし、受託者が負担すること。
- (4) 委託業務の実施に当たり、使用する図表やデータ、画像、映像等の著作権・使用权等の権利については、受託者において、使用許可等を得ること（委託者が提供するものを除く。）。なお、これらを怠ったことにより著作権等の権利を侵害したときは、受託者は、その一切の責任を負うこと。
- (5) 委託業務の実施に当たり、障害や事故等の問題が発生したときは、愛知県及び名古屋市に遅滞なく報告するとともに、速やかに誠実な対応を行うこと。
- (6) 受託者は、本業務に係る会計帳簿及び証拠書類について、本業務の終了した年度の翌年度から起算して5年間、委託者の求めに応じていつでも閲覧に供することができるよう保存すること。
- (7) 委託業務の実施にあたり、別添特記事項（「情報取扱注意項目」、「障害者差別解消に関する特記仕様書」、「談合その他の不正行為に係る特約条項」、「妨害又は不当要求に対する届出義務」、「暴力団関係事業者の排除に関する特記仕様書」）を遵守すること。

5 その他

- (1) 事業の円滑かつ効率的な進捗を図るため、愛知県及び名古屋市の担当者と密接な連携を図りつつ進めるものとする。
なお、本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、その都度、関係者と協議のうえ対処するものとし、必要に応じ契約の変更等を行う。
- (2) 見積書の作成に当たっては、共通経費は設けず、業務内容ごとに、報告書作成費、管理費等を積算すること。

<名古屋市の仕様書についての問い合わせ先>

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市観光文化交流局観光交流部観光推進課
(名古屋市役所本庁舎4階)

電話 052-972-2219 ファックス 052-972-4200

電子メール a2425-01@kankobunkakoryu.city.nagoya.lg.jp

情報取扱注意項目

（基本事項）

第 1 この契約による市の保有する情報の取扱い（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本件業務を履行するに当たり、情報保護の重要性を認識し、情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講じるとともに、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

（関係法令等の遵守）

第 2 受託者は、本件業務を履行するに当たり、当該業務に係る関係法令のほか、名古屋市情報あんしん条例（平成16年名古屋市条例第41号。以下「あんしん条例」という。）、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「保護法」という。）、名古屋市個人情報保護条例（令和 4年名古屋市条例第56号。以下「保護条例」という。）その他情報保護に係る関係法令も遵守しなければならない。

（適正管理）

第 3 受託者は、本件業務に関して知り得た市の保有する情報（名古屋市（以下「委託者」という。）が、利用、提供、廃棄等について決定する権限を有し、事実上当該情報を管理しているといえるものをいう。）の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の市の保有する情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（個人情報の適正取得）

第 4 受託者は、本件業務を履行するために、個人情報（保護法第 2条第 1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を収集するときは、当該業務を履行するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

（第三者への提供及び目的外使用の禁止）

第 5 受託者及び本件業務に従事している者又は従事していた者は、市の保有する情報を正当な理由なく第三者に知らせ、又は当該業務の目的外に使用してはならない。

2 前項の規定は、契約の終了（契約を解除した場合を含む。以下同じ。）後においても同様とする。

（再委託の禁止又は制限等）

第 6 受託者は、委託者の承認を得ることなく、本件業務を第三者に委託してはならない。

2 受託者は、本件業務を第三者に委託する場合は、市の保有する情報の取扱いに関し、この契約において受託者が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させなければならない。

3 受託者は、機密情報（名古屋市情報あんしん条例施行細則（平成 16 年名古屋市規則第 50 号）第 28 条第 1 項第 1 号に規定する機密情報をいう。以下同じ。）の取扱いを伴う本件業務を委託した第三者からさらにほかの第三者に委託（以下

「再々委託」という。) させてはならない。ただし、再々委託することにやむを得ない理由がある場合であって、委託者が認めたときはこの限りでない。

(複写及び複製の禁止)

第 7 受託者は、委託者から指示又は許可された場合を除き、市の保有する情報が記録された資料及び成果物（委託者の指示又は許可を受けてこれらを複写し、又は複製したものを含む。以下同じ。）を複写し、又は複製してはならない。

(情報の返却及び処分)

第 8 受託者は、市の保有する情報が記録された資料のうち委託者から取得したものを取り扱う必要がなくなったときは、その都度速やかに委託者に返却しなければならない。ただし、委託者の承認を得た場合はこの限りでない。

2 受託者は、前項に規定する場合を除き、市の保有する情報を取り扱う必要がなくなったときは、その都度確実かつ速やかに切断、溶解、消磁その他の復元不可能な方法によって処分しなければならない。ただし、委託者の承認を得た場合はこの限りでない。

(情報の授受及び搬送)

第 9 市の保有する情報並びに市の保有する情報が記録された資料及び成果物の授受は、全て委託者の指名する職員と受託者の指名する者との間において行うものとする。

2 受託者は、市の保有する情報を搬送する際には、漏えい、滅失又は毀損が起らないようにしなければならない。

(報告等)

第10 受託者は、委託者が市の保有する情報の保護のために実地調査をする必要があると認めたときは、これを拒んではならない。また、委託者が市の保有する情報の保護について報告を求めたときは、これに応じなければならない。

2 受託者は、市の保有する情報の漏えい、滅失又は改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに委託者に報告し、委託者の指示に従わなければならない。

(従事者の教育)

第11 受託者は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例、保護法、保護条例その他情報保護に係る関係法令を周知するなど、情報の保護に関し十分な教育を行わなければならない。

2 受託者は、本件業務が個人情報を取り扱う業務である場合、当該業務に従事している者に対し、保護法（受託者が、市会に係る個人情報の取扱いの委託を受けた者の場合は、保護条例）に規定された罰則の内容を周知しなければならない。

3 受託者は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例に規定された罰則の内容を周知しなければならない。

4 受託者は、情報の取扱いに関するマニュアルを作成し、本件業務に従事している者に対し、その内容並びに守秘義務に関する事項及び市の保有する情報の目的外利

用の禁止又は制限に関する事項を周知しなければならない。

（契約解除及び損害賠償等）

第12 委託者は、受託者が情報取扱注意項目に違反しているとき、次の各号に掲げる措置を講じることができる。

- (1) 契約を解除すること。
 - (2) 損害賠償を請求すること。
 - (3) 市の保有する情報が漏えいし、市民の権利が害されるおそれがあると認めるときは、あんしん条例第34条第 1項の規定に基づき勧告し、その勧告に従わなかったときは、同条第 2項の規定に基づきその旨を公表すること。
- 2 前項第 2号及び第 3号の規定は、契約の終了後においても適用するものとする。

障害者差別解消に関する特記仕様書

(対応要領に沿った対応)

- 第 1 条 この契約による事務事業の実施（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本件業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下「法」という。）、愛知県障害者差別解消推進条例（平成 27 年愛知県条例第 56 号）、及び名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例（平成 30 年名古屋市条例第 61 号）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する名古屋市職員対応要領（平成 28 年 1 月策定。以下「対応要領」という。）に準じて、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障害者に対する適切な対応を行うものとする。
- 2 前項に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領にて示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。

(対応指針に沿った対応)

- 第 2 条 前条に定めるもののほか、受託者は、本件業務を履行するに当たり、本件業務に係る対応指針（法第 11 条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。

(再委託に係る対応)

- 第 3 条 受託者は、本件業務を第三者に委託する場合は、障害者差別解消に係る対応に関し、この契約において受託者が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させなければならない。

談合その他の不正行為に係る特約条項

(談合その他の不正行為に係る名古屋市の解除権)

第1条 名古屋市は、受注者がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当したときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 受注者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条、第6条、第8条又は第19条の規定に違反（以下「独占禁止法違反」という。）するとして、独占禁止法第49条に規定する排除措置命令又は第62条第1項に規定する納付命令を受け、当該命令が確定したとき。
 - (2) 受注者又は受注者の役員若しくは受注者の使用人が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項、第90条第1号若しくは第2号若しくは第95条第1項第1号に規定する罪を犯し、刑に処せられた（刑の執行が猶予された場合を含む。以下同じ。）とき。
 - (3) 前2号に規定するもののほか、受注者又は受注者の役員若しくは受注者の使用人が、独占禁止法違反行為をし、又は刑法第96条の6若しくは第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。
- 2 前項各号のいずれかに該当し、かつ、名古屋市が契約を解除した場合における当該契約解除に係る違約金の徴収については、名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号）（以下「契約規則」という。）第45条第2項又は第3項の規定に基づく本約款の手続によるものとする。

(談合その他の不正行為に係る賠償額の予定)

第2条 受注者がこの契約に関して前条第1項各号のいずれかに該当したときは、名古屋市が契約を解除するか否かにかかわらず、受注者は、請負代金額に100分の20を乗じて得た額の賠償金に、請負代金額の支払が完了した日から賠償金の支払日までの日数に応じて契約締結の日における契約規則第46条の2第1項に定める割合による利息を付して支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 前条第1項第1号及び第3号のうち、独占禁止法違反行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（一般指定）（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売の場合など名古屋市に金銭的損害が生じない行為として、受注者がこれを証明し、そのことを名古屋市が認めるとき。
 - (2) 前条第1項第2号のうち、受注者又は受注者の役員若しくは受注者の使用人が刑法第198条に規定する罪を犯し刑に処せられたとき、又は同項第3号のうち、刑法第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。ただし、受注者又は受注者の役員若しくは受注者の使用人が刑法第96条の6の規定にも該当し、刑に処せられたとき（同項第3号については、刑法第96条の6の規定に該当する行為をしたことも明らかになったとき。）を除く。
- 2 第1項に規定する場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散していると

きは、名古屋市は、受注者の代表者であった者又はその構成員であった者に同項に規定する賠償金及び利息の支払を請求することができる。この場合において、受注者の代表者であった者及びその構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

- 3 第1項の規定にかかわらず、名古屋市に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合は、名古屋市は、受注者に対しその超過分につき賠償を請求することができる。
- 4 前3項の規定は、この契約による履行が完了した後においても適用するものとする。

妨害又は不当要求に対する届出義務

- 1 受注者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けた場合は、市へ報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。
- 2 受注者が1に規定する妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の報告又は被害届の提出を行わなかった場合は、競争入札による契約又は随意契約の相手方としない措置を講じることがある。

暴力団関係事業者の排除に関する特記仕様書

（発注者の解除権）

- 第1条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
- (1) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この項において「暴力団」という。）の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下この項において同じ。）であると認められるとき。
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下この項において同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。
 - (4) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (5) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (6) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- 2 前項各号のいずれかに該当し、かつ、発注者が契約を解除した場合における当該契約解除に係る違約金の徴収については、名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号）第45条第2項又は第3項の規定に基づく本約款の手続によるものとする。